

甲佐町立小中学校プリンタ複合機賃貸借
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、甲佐町立小中学校プリンタ複合機賃貸借契約の受注候補者を公募型プロポーザル方式で選定する（以下、「プロポーザル」という。）にあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 甲佐町立小中学校プリンタ複合機賃貸借
- (2) 目的 町内小中学校における既存機器の集約化、購入形態・保守管理の一元化によるコストダウンを図るとともに、印刷機器の高速化・効率化による学校業務の効率化を図る。また、カラー化により、児童生徒、保護者、地域等への配布物をカラーで提供できるようにする。
- (3) 内容 甲佐町立小中学校プリンタ複合機賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (4) 納入期限 令和5年11月30日（木）（※契約後に半導体不足など受注者の責任によらない事由により納期遅延が発生する場合は、契約期間の変更について両者協議のうえ、納期を決定する。）
- (5) 契約期間 契約の日から令和10年11月30日迄（運用期間は5年間:60か月）
- (6) 発注者 甲佐町長 甲斐 高士
- (7) 提案価格の上限 契約期間の総額 金22,440千円（税込）（諸経費を含む60ヶ月）
令和5年度の額 金1,496千円（税込）
（令和5年12月から令和6年3月迄の4か月）

3 参加資格

プロポーザル参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (2) 国税、地方税等を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限において、国、熊本県及び甲佐町から指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 甲佐町暴力団排除条例（平成 23 年甲佐町条例第 7 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員等関係者でないこと。
- (7) 町が要求する機能や要件等を満たすサービスを提供できること。
- (8) 提案しようとするプリンタ複合機及び提案サービスが、国又は地方公共団体(国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人等をいう。)への導入実績があり、稼働(契約を締結した稼働予定を含む。)していること。

4 参加申し込み

このプロポーザル方式に参加し、提案書等を提出するものは、参加申込書を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 5 時

(2) 提出先

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4

甲佐町教育委員会 学校教育課

電話 096-234-0102（直通） FAX 096-234-2957

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

(4) 提出部数

各 1 部を(5)の順に並べて提出すること。

(5) 提出様式

① プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

② 誓約書（様式第 3-1 号）

③ 法人（団体）役員名簿（様式第 3-2 号）

④ 登記簿謄本の写し（3 ヶ月以内に発行されたもの）

⑤ 国税、地方税（県税・市町村税）に未納がないことを証明する書類（3 ヶ月以内に発行されたもの）

(6) 辞退の場合

プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第 4 号）を提出すること。

5 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和 5 年 10 月 10 日（火）午後 5 時

(2) 提出先

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4

甲佐町教育委員会 学校教育課

電話 096-234-0102（直通） FAX 096-234-2957

- (3) 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着）

- (4) 提出部数
本要領 7 (1) について、9 部を提出すること。

6 質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合には、質問用紙（様式第 9 号）に記載し、電子メールで提出すること。

なお、提出時には、別途、電話により甲佐町へ電子メールの受信確認を行うこと。

- (1) 提出先
甲佐町教育委員会 学校教育課 gakkou01@kosa.kumamoto.jp
- (2) メールタイトル
甲佐町立小中学校プリンタ複合機賃貸借に関する質問
- (3) 期限
・質問受付期限 令和 5 年 9 月 20 日（水）午後 5 時
・質問回答期限 令和 5 年 9 月 25 日（月）午後 5 時
- (4) 回答方法
甲佐町公式ウェブサイト回答を掲載

7 企画提案書等の作成要領

企画提案書等の提出書類は次のとおりとする。

なお、規格は、A 4 用紙縦、横書き、片面、文字の大きさは 12 ポイント以上とし、目次及び頁番号をつけること。

また、正確かつ簡潔な内容とし、過大なものとならないように留意すること。

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書（様式第 2 号）
 - ② 会社概要等（様式第 5 号）
 - ③ 本業務の実施体制（様式第 6 号）
 - ④ 甲佐町立小中学校プリンタ複合機賃貸借に関する提案書（任意様式）
※別表「審査基準」の項目に従い、作成すること。
 - ⑤ 機器使用時の簡易操作マニュアル等
 - ⑥ 業務に関する実績（様式第 7 号）
 - ⑦ 提案価格（様式第 8 号）
- (2) その他
- ① 本プロポーザル実施にあたり、説明会は開催しない。
 - ② 企画提案にあたっては、OA 機器メーカーの協力を求めることを認める。
 - ③ 専門用語や略語を使用する場合は、説明書きを付すること。
 - ④ 提出された書類は提案内容の審査及び契約予定者の特定以外の目的には使用

しない。

8 プレゼンテーションの開催

プレゼンテーションについては、次のとおり行うこととする。

(1) 開催日時

令和5年10月19日（木）午後1時30分開始（予定）

ただし、日時については、参加事業者数等により変更する場合もあるため、日時及び場所等の詳細については別途連絡する。

(2) 発表時間

1事業者あたり30分以内

（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

(3) 審査会場への入場者

1事業者あたり3名以内

(4) その他

- ・追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いたプロジェクター投影による説明は可能とする。
- ・プロジェクターの使用を希望する場合は、事前に甲佐町担当者と協議すること。

9 選定について

(1) 第1次審査（書類審査）

- ・提出書類による書面審査を実施する。
- ・審査結果については、令和5年10月12日（木）までに全事業者に対し、通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

審査は、提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、選定委員会において、次の（3）に記載の審査項目ごとに審査を行うものとする。

(3) 審査項目と配点

審査項目及び各項目の配点は、別紙「甲佐町立小中学校プリンタ複合機賃貸借審査基準」のとおりとする。

(4) 総得点が同点の場合の措置

総評価点が同点の場合は、審査委員ごとに高い評価点を多く得た者を上位とする。また、高い評価点の数が同じ場合は、委員会の協議によって順位を決定することとする。

(5) 選定について

- ・選定委員会終了後、各提案者に対して文書にて通知する、なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。
- ・審査の結果、契約予定者として決定した者と町との協議により契約を締結するが、本プロポーザルでの内容や提案価格等が最終決定ではないため、契約締結前

の協議において両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議の上、契約を締結する。

- ・ 契約予定者は、契約締結前の協議において、改めて見積書を提出するものとする。この場合、見積額は原則として提案書の提案価格(様式第8号)の範囲内とする。
- ・ 参加者が1事業者であった場合でも、本業務における事業者選定は有効とする。ただし、評価点が各審査委員の総合計点の6割を下回る場合は契約しないこととする。

10 失格事項

参加者及び契約予定者と決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プロポーザルの参加資格又は契約予定者の決定を取り消すものとする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提案書作成に係る不正行為が認められたとき
- (3) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさなくなったとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき

11 スケジュール

実施内容	日 時
事業公告	令和5年9月12日(火)
質問の受付期限	令和5年9月20日(水)午後5時迄
質問の回答期限	令和5年9月25日(月)午後5時迄
参加申込書の提出期限	令和5年9月29日(金)午後5時迄
企画提案書提出期限	令和5年10月10日(火)午後5時迄
事前審査結果通知	令和5年10月12日(木) 予定
審査(プレゼンテーション)	令和5年10月19日(木)午後1時30分~予定
審査結果通知	令和5年10月下旬
契約締結	令和5年10月下旬
機器の納入期限	令和5年11月30日(木)
運用開始	令和5年12月1日(金)

12 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は、提出者に返却しないものとする。
- (2) 提出した企画提案書等を甲佐町の了解なく公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書等の作成・提出やプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負

担とする。

- (4) 本要領に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、甲佐町と受託者の協議によりこれを解決するものとする。

13 問い合わせ先

甲佐町教育委員会 学校教育課

住 所：〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4

電話 096-234-0102 (直通)

FAX 096-234-2957

E-mail : gakkou01@kosa.kumamoto.jp